

平成 29 年

第 1 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：平成 29 年 1 月 31 日

閉会：平成 29 年 1 月 31 日

福岡県東峰村議会

平成29年 第1回東峰村議会臨時会

招集年月日 平成29年1月31日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 平成29年1月31日 9時30分
議長 大蔵 久徳
閉会日時及び宣告 平成29年1月31日 10時40分
議長 大蔵 久徳

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光	○	2番	伊藤 均	○
3番	梶原 光春	○	4番	黒川 隆康	○
5番	高橋 弘展	○	6番	梶原 文明	○
7番	高倉 寛視	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	長澤 貞義	○	10番	大蔵 久徳	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	教育長	室井昭博
副村長	岩橋忠助	総務課長	梶原浩二
企画政策課長	小林純一	建設水道課長	日野正

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	室井慶久		

村長提出議案の題目

議案第 1号	平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について
議案第 2号	工事請負契約の締結について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則118条）

3番 梶原光春議員

4番 黒川隆康議員

第1回 東峰村議会臨時会会議録

平成29年1月31日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

平成29年 第1回東峰村議会臨時会議事日程

平成29年1月31日開議

開会宣言

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長あいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 工事請負契約の締結について |

開 会	
議 長	<p>おはようございます。 ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達していますので、平成29年第1回東峰村議会臨時会を開会します。 (9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、 3番 梶原光春議員、4番 黒川隆康議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2「会期の決定について」を、議題といたします。 本臨時会の会期は、本日1月31日の1日間といたしたいと思います。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>次に、日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。 本日ここに、平成29年第1回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙にもかかわらずご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。 さて、ぽかぽか陽気の年始から一転して大寒日から全国的に厳しい寒さとともに降雪となり、時節の移り変わりを感じるこの頃ですが、厳しい寒さの中にも梅の蕾がほころび、早春の息吹が感じられる季節となりました。 また、新年から世界ではたいへん大きな変化がっております。英国ではメイ首相がEUから強硬な離脱を目指す方針を表明し、米国ではトランプ大統領の就任と混乱、これからの世界、日本の政治経済等に大きな影響を及ぼすことがたいへん心配されます。 一方本村におきましては、小石原川ダム建設にかかわる水特法の事業執行計画が進捗し、また企業誘致におきましても、議員の皆さんのご理解とご協力により実現できますことは、本村における雇用の機会が特段に増えるとともに、本村の活性化に大きく寄与することであり、たいへん喜ばしいことと感激する次第であります。 それでは、本臨時会に執行部から提案をしております議案の提案理由の説明をいたします。 議案第1号、平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)につきましては、歳入歳出それぞれに385万円を追加し、歳入歳出総額を37億2,205万</p>

	<p>4,000円とするものです。</p> <p>歳出では、企画振興対策費において企業誘致に係る費用、385万円を計上しております。詳細については、担当課長より説明をいたします。</p> <p>歳入では、財政調整基金からの繰入金、385万円を計上しております。</p> <p>議案第2号、工事請負契約の締結につきましては、公営住宅小石原上町団地建築工事について、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>以上が、執行部から提出している案件ですが、行政執行上喫緊の重要な案件でありますので、ぜひともご可決をいただきますようお願いを申し上げます、私の提案理由といたします。</p>
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	<p>次に、日程第5 議案第1号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案第1号、平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,205万4,000円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。</p> <p>平成29年1月31日提出、村長名でございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>3ページ、歳入でございますが、15款2項基金繰入金について385万円増額補正するもので、補正後の総額を37億2,205万4,000円とするものでございます。</p> <p>次に、4ページでございます。</p> <p>歳出です。</p> <p>2款1項総務管理費では385万円を増額補正し、補正後の総額、歳出総額を37億2,205万4,000円とするものでございます。</p> <p>次に、5ページでございます。</p> <p>5ページは繰越明許費ですが、8款4項住宅費におきます公営住宅建設事業費について、今回契約を行うものが平成29年度に工期がまたがりまますので、繰越明許費を設定するものでございます。金額は1億9,440万円です。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>まず歳入、15款2項1目の財政調整基金の繰入金でございます。</p> <p>財源につきましては、財政調整基金で今回賄っております。385万円を補正するものでございます。</p> <p>歳出につきましては、企画政策課長のほうより説明いたします。以上です。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>9ページのほうをお願いいたします。</p> <p>歳出のほうですけれども、2款1項6目企画振興対策費、385万の補正をお願いしているところでございます。</p>

	<p>内容といたしましては、先ほど村長のほうからのあいさつの中にもありましたけれども、企業誘致に係る経費でございまして、13節委託料135万、廃棄物等処理委託料ということで、主に古城原倉庫におきます間仕切りの撤去と不用備品の撤去でございます。</p> <p>特に間仕切りの撤去につきましては、石綿板と言いますか、産廃の関係のボードが含まれておりますので、こういった金額になっております。</p> <p>それから、15節工事請負費190万、施設改修等工事費となっておりますけれども、こちらにつきましては、移動先の旧製材所のほうの壁の改修と電気の関係の工事費が含まれております。</p> <p>それから、22節補償、補填及び賠償金60万でございますけれども、こちらにつきましては、木工塾に係ります機械等の移設費、移設の補償費でございます。機械と材料のほうでございますけれども、こちらの材料の関係の移動費でございます。以上です。</p>
日程第6	
議長	<p>次に、議案第2号「工事請負契約の締結について」 補足説明を担当課長に求めます。 建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>議案第2号「工事請負契約の締結について」 公営住宅小石原上町団地建築工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。</p> <p>平成29年1月31日提出、村長名でございます。</p> <p>契約の目的 公営住宅小石原上町団地建築工事（住宅建築） 契約の方法 指名競争入札 契約の金額 1億9,440万円 契約の相手方 福岡県朝倉市一木143番地 小嶋・梶原特定建設工事共同企業体 代表者 小嶋秀来 こちらは朝倉市の小嶋建設、それから東峰村の梶原組の共同企業体でございます。 工期につきましては、平成29年9月20日まで、場所が東峰村大字小石原地内でございます。</p> <p>工事の概要につきましては、木造平屋建3棟を6戸、木造2階建2棟を4戸。 提案理由、公営住宅小石原上町団地建築工事を施工するため、指名競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。 議案第1号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>まず、一番最初に聞きます。 先月の全協のときに出してきたこの資料ですね、想定される東峰村のメリットのところの3のところ、③のところ、当初5人程度と書いておりました。ところが、この企業立地協定書では7人程度と書いております。これは、どういうことでこういうふうに変ったわけですか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	7名程度。

	7名というのは、どの資料に。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>今月貰ったこの資本会社の熊谷工業が提案してきた内容というのが、先日これ貰いましたよね。先日貰ったばかりのやつです。</p> <p>それが5人って書いているのに、こっちは7人になっているでしょう。</p> <p>だから、その増えた理由は何ですかと聞いています。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>元々7名というところの数字がですね、全体で雇うのを7名程度というふうに、最初からあがっていたんですけども、そちらのほうには技術者とか工場長とか、そういう技術的な、何と言いますか、そういう持った方でないとできない部分がございますので、実際に村で雇う場合についてはですね、そういった技術者とかいう部分の方、実際にあれば、もちろんそういう技術を持っている方がいらっしゃればあれなんですけれども、まずはそういう技術者とかそういう技術を持った方については想定がしにくいということで、5名という数字を、現実的に5名程度だろうということであげたところがございます。</p> <p>実際にテレビ等で今募集をしているのは、7名で募集をしておりますけれども、そういった技術等に対応できる方がいれば、7名ということになるんじゃないかと思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>では、最初の質問からいきます。</p> <p>このリフォースフォレストが来るときに企業の説明会がありましたよね。福井地区の説明会はわりと人数も多くてですね、村民の方がたくさん来られたように思われます。あちらのほうはチラシを配ったということでございました。</p> <p>しかしですね、そのときに私もちょっと参加させていただいたんですけども、企業のいいとこばかりで、金額面の説明というのが全然なされてなかったと、私は考えておりますけど、それは説明不足でなかったかなと私は思っているんですけど、それはどのように考えておりますか。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>地元の説明会のときにはですね、今回の事業のための修繕につきましては企業のほうで行いますというような、どういった費用がかかって、村についてはこのような、今ある、入っているものの移設費用は村のほうでかかることとなります。というような形で、概要が分かるようにですね、ご説明はしております。</p> <p>ちょっと具体的に金額が何円までとかいうことにつきましては、やはりちょっとそれだけですね、全体像が分かるものではないので、その場でやはり分かりやすいようにということで、全体像はご説明いたしております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>全体像じゃなくて、金額が全然言ってなかったでしょう。</p> <p>だからその金額を、例えば木工塾が移転する場合はこういうふうになりますとか、工場の中の撤去する場合はこういうふうになりますとか、その金額を言ったって何も問題はないんじゃないですか。それを何で言わなかったかと私は聞いているんですよ。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>説明会としましては、住民の方々にですね、どういったことをしてどういった影響があるのか、そういったことを中心にですね、村についてもこのような、今回やる行為があつてということでご説明をいたしております、そういった、ちょっと金額面</p>

	の詳細にまでですね、その場ではすることが、やはりちょっと一部分だけでそのことが妥当かどうか、やはり住民の皆さんに納得してもらいやすいような、必要であるというようなことを、説明をいたした次第でございます。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	すみません、何べんも続けて。 では、これは村長に伺います。 あそこの倉庫は村の持ち物ですか。
議長	村長
村長	村の持ち物でございます。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	であるならばですね、全体説明会に6名しか参加してなかったですよ。何でそんなに少なかったのか。 福井地区のほうはちゃんと12月の28日にチラシを配布しておったようでございますけど、村のものであれば宝珠山地区だけじゃなくて、小石原地区、当然それ配るべきじゃないですか。 そうしないと、村の持ち物と今、村長おっしゃいましたので、当然東峰村民のものなんですよ。それなのに何かそこだけの話というふうに、非常に私は受け取るわけでございます。 議会の意見交換会のときはですね、自分たちで全戸に配っております。そういうことはなんでしなかったんですか。怠慢ではないですか。 もしそれが期間がなかったとかいうのであればですね、地区担当の職員とかがおるはずですよ。そういう人たちに配ってもらえば、まだ間に合ったのじゃないですか。何でそういうことはしなかったんですか。
議長	村長
村長	議員のご指摘はですね、ご指摘として受け止めたいと思いますけれども、この件につきましては、東峰テレビ等ですね、そういう媒体を使っても流させていただいております。 この件、時間的にですね、そういったところもなかったというのも、1つの理由でございます。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	では、次行きます。 あそこは役場が業者に賃貸するというふうに言っております。これ、今日出とる予算は退去に係る経費ですよ。村が退去の経費を全額を出して貸すということについてはですね、非常に私は憤りを感じております。 なぜ村が、工場が来るのに村がお金を出さなきゃならないのか。企業が来る場合だったら企業がお金を出してすべてすべきじゃないんですか。そのところはどのように考えております。
議長	村長
村長	議員の考え方も当然あるかと思っておりますけれども、やはりこのような小さい村におきましてですね、企業が進出してくれるというのは非常にありがたいことでもあり、大切なことであります。 そういった観点で村といたしましても、企業が進出しやすいようにするというのは、これは1つの行政としての手法でございます。 それから再度付け加えますと、この村の出費に対しまして、またそれだけの企業のほうからの法人税とか、それから雇用が確保されれば村民の方も潤うわけでござい

	すので、それはそういった観点から執行部、私としては企業誘致に関しては前向きに取り組んできているわけでございます。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	非常にですね、村長は雇用、雇用ということを大義名分みたいに言っております。でもですね、外部からの企業に対してありがたがっておりますけれども、じゃあ、現在村でですね、企業をおこして村民の雇用を多くしていただいている、例えば宝工業さんと熊谷工作所さん、それこそ梶原組さんとかいろいろなところがあるわけですね。 そういったところに、じゃあ、村は何か助成をしているんですか。していないでしょう。どの企業だって自前で工場をつくったりですね、倉庫をつくったりしていると思うんですね。そこはどのように考えております。地元企業との公平な対応とは、対応を私はするべきじゃないかと考えておりますけど、そのところはどのように考えております。
議長	村長
村長	企業の設備投資等につきましては、また、国のですね、補助制度等もあると聞いております。 現実には、最近やられた、増築をされました企業さんにおきましても、そういった国のほうのですね、補助金等を使ってやられたということは聞いておりますので、今後ですね、皆様のご理解が得られて、村のほうからでもそういったことができるようなですね、態勢が取れば、また、そういったことも考えてもいいのではないかと私は思っております。
議長	2番 伊藤均議員
2番	9ページですね、工事請負費、施設改修工事費で190万予算が上がっております。これについてですね、先ほど企画課長のほうから話はあったんですが、再度ですね、この場所について説明をお願いしたいんですが。
議長	企画政策課長
企画政策課長	移動先につきましては、JR宝珠山駅の横の旧製材所の跡でございます。
議長	2番 伊藤均議員
2番	私が聞いておるのはそこじゃなくて、工事請負費でですね、施設改修工事費を出してますね。これが全部その場所かという確認です。
議長	企画政策課長
企画政策課長	この工事につきましては、その移動先に係る壁の工事費と、その電気の配線の工事費、一応そこにかかる費用だけでございます。
議長	2番 伊藤均議員
2番	いや、さっきの話のときにはどうも場所が違うみたいですね、ことに聞こえたんで確認をしておるところです。 それから、これは配線ということですけども、あそこ自体配線は今入ってあるかと思えますよね。 いや、宝珠山駅のところだったら今森林組合等がしているけん、たぶん配線は残ったままじゃないんですかね。
議長	企画政策課長
企画政策課長	今のところ何も、もう撤収しているようなので、配線関係も全くございません。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	5ページの繰越明許費についてお伺いしたいと思います。 今、梶原光春議員も聞かれそうになりましたが、工事請負契約の件に絡む部分です

	<p>けれども、繰越明許ということで、予算が次年度にわたるということなので、入札の時期がですね、この時期になった、そして契約の締結がこの時期に出てくるということについてお伺いしたいのですが、この小石原の住宅建設については、平成27年度に設計の予算が出て、その設計のほうが完結しているかと思います。</p> <p>それで、もうほぼ10カ月以上経過した後この入札が行われ、工事契約が締結されるといった原因、そこをお聞かせください。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>事業につきましては28年度に建築ということで、国のほうの補助金を活用して行う事業でございます。</p> <p>国のほうの予算が、28年度が約半分程度しか付かなかつたと、当初がですね、そういったことで、9月ぐらいの国のほうの補正予算で、そちらのほうで成立すれば、また再度復活して補助のほうが付くというようなことですね、発注時期を10月以降に持ってきたところでございます。</p> <p>その後、予算配分が付きまして設計審査等がありまして、実質12月ぐらいには工事着工ができるのではないだろうかというところでやっておりました。</p> <p>入札につきましても12月末ぐらいにですね、入札予定しておりましたが、近隣の住民の方とか、あと工事の隣接、周辺の方とのですね、事前の説明のほうですね、不足していたというようなこともありましたので、約1カ月程度ちょっと入札の時期を1月に持ってきたというような経緯もございます。そういったところの理由でございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>常任委員会等でもですね、国の予算の面は聞いておりましたが、近隣住民の話はちょっと初耳だなどという部分はあるんですが、どういったことを懸念点があったんでしょうか。ただ単なる行政が、そこへの建設というのを地元の説明を全く今までしてなかったということでしょうか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>当初より建設につきましては、愛林学荘跡でということですね、説明はやってきたところでございます。あと記念碑とかですね、記念樹等の伐採撤去等につきましてはですね、十分な説明ができてない状態で、事前に伐採等をやっていたというような経緯もありましたので、その辺の説明と、あと記念碑等の移転とかですね、そういった部分についても説明しておりませんでしたので、そのあたりの説明をしたところであります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>その記念樹等も多数あったという話はちらほら聞こえてきたんですけども、その辺はちゃんと合意形成、要は移転先であったりそういった部分は、しっかり当事者との話はできているのでしょうか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>記念碑等につきましてはですね、場所のほうはですね、その敷地内等で移転をするというようなことですね、関係者の方との話し合いは済ませております。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>全協のときもですね、行政文書等の移動について質問させていただいたんですけども、古城原倉庫の場合にはですね、本当に行政文書等を置く場所として適切なのか、また、講堂に移すように移転先がなっていますけれども、セキュリティ面としてですね、行政文書等の扱いについて、ちょっとお伺いしたいと思います。大丈夫なのかというところですね。</p>

議 長	企画政策課長
企画政策課長	一応あそこにつきましては鍵等もかかるようになっておりますので、そういうセキュリティについては問題ないかと思っておりますのでございます。
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	古城原倉庫はですね、セメントというかですね、何ですか、移動先の講堂は木造建築だったと思いますけれども、やっぱり行政文書等の火災の可能性もですね、ないこともないと思うんですけれども、その場所として適切ではないかなとは思いますが、どうお考えでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	公文書の管理につきましてはですね、重要な文書についてはそれなりの管理は必要だと思っております。 今回古城原倉庫のほうから移転しました件につきましては、役場のほうの考え方としては仮設的な意味も持っております。永久的にですね、講堂に置いておこうというものではありませんので、早急に適切な場所をですね、確保して移転する必要もあろうかと思っております。 ただ現時点ではですね、古城原倉庫のほうを業者のほうに貸与することを目的に移転しておりますので、仮移転という解釈も持っておりますのでございます。今後適切な場所を確保してですね、必要な文書、それなりの管理方法を持っていきたいと思っております。
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	何度もですね、移動するのめたいへんと思うんです。労力もかかるのでですね。事前にやっぱり会社が入ることによって、いろんな物をいろんなところに動かさなくちゃいけない状況になって、また二度手間、三度手間にならないようにですね、しっかり考えていただきたいと思います。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	関連した質問です。 行政文書等、説明では職員が移動という形で書かれておりましたが、その辺はいつ、要は業務時間内なのか、それとも土日を使ってそういう、要は休日勤務手当を付くような形で実施するのか。そういった部分の実施計画を今どういうふうに立てられているのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	公文書の移動につきましてはですね、もう既にほぼ終わっております。先週3日間かけて職員が出れるだけですね、勤務時間内に大体10名程度の職員が各課から出まして、自課の分を確認しながらですね、移動を行っております。以上です。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	もう完了したということでよろしいでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	公文書の移動については、旧宝珠山小学校講堂にすべて移動が終わっております。
議 長	7 番 高倉寛視議員
7 番	先ほどの倉庫の移動とか、それについて確認いたします。 木工塾がありましたですね、この移転についてはですね、移動する場所とか木工塾の人の要望どおりだったのか、木工塾の人たちに不平不満のないようにできているのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	以前全協のほうでもですね、そういうお話をいただきましたので、木工塾のほうと

	<p>その後2回、3回と協議を行ったところでございます。</p> <p>その中で木工塾のほうとしては、展示する場所というのがやっぱり近くに欲しいということでございましたので、ただ今回の企業誘致に係りましては、その移動まではなかなか厳しいという話をする中で、道路拡張に伴いますですね、倉庫の移転の関係の補償がございましたので、そちらのほうで対応をするということで、木工塾さんのほうについてもご了解いただきまして、そのような形で進めてまいっているところでございます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>先ほどの繰越明許について、改めて村長にお伺いしたいと思います。</p> <p>先ほどの課長の説明の中では、12月当初行う予定だった入札というのが諸々の事情により1カ月延びるという結果になっております。</p> <p>その1カ月というのはですね、それまでの間、要は予算がどうのこうのと言っている間に、すべて調査できる案件であったのかなと、私は感じるのですが、その点、要は1カ月ずれてしまったことによる、要は住宅の建設が1カ月ずれるということですよ。それに対する、要は村としての影響というのはないんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>本来ですとね、3月に竣工、そして4月からの入居というようなことが考えられるかと思えますけれども、今回の場合につきましては、先ほど建設水道課長が説明しましたように、いろんな諸々の事情があって延びております。</p> <p>これにつきましては、当然年度内にはおさまりませんので、そういった観点で繰越明許を取らせていただいて、適正な工期で建設をしたいということでもあります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>質問の内容に答えられてないんですが、この1カ月、12月に行う予定だった入札が1カ月延びたということは、不用じゃないんですかね。そもそもそれまでにやっておけば、そんなはずら必要がなかった。</p> <p>それが6月の時点とかですね、年度当初であれば分かる話ですが、ここの、要は半年以上、要は予算が計上されて、この事業を行うということを決めているにもかかわらず、入札間際になって諸々の事情が生じるということは、やはり執行上の問題があって延びているということではないんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>この件につきましては、地元の方ですね、説明がなされてなかったといったことが分かりましたので、それはやはり地元の方にご説明を申し上げて、そして取りかかるのが筋じゃないかと思っております、そういう判断をさせていただいたということでもあります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>では、それがなぜ12月の際々になった段階でそういったことが出て、しなければならぬというふうになるのか、それはもう建設というのは決まっているので、それはしておかないといけないことでしょうか。なぜ、それが今になってやらないといけないんですか。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>村長にぜひお聞きしたいのですが、工期が1カ月ずれたことに対する責任は感じられてないんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>造成工事ですかね、それをやる場合においてですね、地元の方にも説明もなく、記</p>

	<p>念碑等とかです、記念樹、そういったものが説明をされていないまま施工されておったということですので、今回についても正しましたところ、そういう説明はしてないということでありました。</p> <p>したがって、それはちゃんと地元には説明をして、そして着工すべきじゃないかという判断のもとに、そういった処置を取らせていただいたということでありませう。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>すごい客観性を持って言われましたけども、当たり前のことだと思うんですね。それがなぜ気付かなかったのか、それが当たり前のように1カ月それが延びて、工期ももちろんそれで1カ月延びるという結果になっている部分というのに関しては、村長は責任は感じられないんでしょうか。</p> <p>その責任をどうなのかという部分を聞いているんですけど。</p>
議 長	村長
村 長	私の責任と言いますか、それにつきましては、やはり地元の方のご説明を申し上げて着工するのが、私の責任と言いますか、そうであろうということは、判断をさせていただいております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	もうくどくど聞きたくはないんですけども、村長はやはり村のトップでありますので、すべての予算にかかっている部分の、やはり実行であったり進捗というものを正しく精査しながら陣頭指揮を執る最高責任者と思うんですが、それをなぜできなかったのか、最後にお尋ねします。
議 長	村長
村 長	端的に言います、職員がそういった行為を行っていなかったということで、それにつきましては、地元説明はきちりやりなさいよということで、遅れたということでもあります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	村長は、それに対して責任は感じられてないということによろしいですか。
議 長	村長
村 長	<p>ちょっと高橋議員が言ってる責任というのが分からないんですけども。</p> <p>やはり私としては、地元の説明というのはするというのが当然であろうということで解釈をしておりますので、その件については、地元説明が行われていなかったということにつきましては、その点については報告も受けておりませんでした。そういったところについての責任はあるかと思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>もう坪があきませんので、違うもう1つ最後の質問をさせていただきます。</p> <p>今後のいろんな国の事業にも関わってくる部分かと思うんですけど、ぜひ副村長にも、県にいらっしゃいましたのでお聞きしたいんですが。</p> <p>先ほどの建設課長の説明の中にも、途中で予算、要は国の予算等が、当初見込みから減額であったり、そういったことがあって工期がずれたという説明があったかと思いますが、そういったことは今後やはり起こり得るべきことなんでしょうか。そういったことが、実際多々ある事象なんでしょうか。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>ちょっと一概に言えるかどうか分かりませんが、具体的に、実際にどこまでが補助の対象になるかなどです、そういったところは、具体的に少し細かく審査がなされていたということはあったようです。</p>

議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 7番 高倉寛視議員
7 番	私は、反対の立場で討論いたします。 私は、この企業に対してですね、不満があるものではありません。またしても行政のやり方に不満があります。 行政は、雇用ができて税収も上がるとしきりと言っております。 ではですね、地元企業の人ですね、今まで十分に雇用や税収にも貢献しているはずなんですよ。地元業者は自前で建設しているのに、村は退去費用の全額を負担してまで倉庫を貸し出すというのは、私は行きすぎだと思っております。 385万の支出には、私は反対します。
議 長	他に、討論はありませんか。 ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第1号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議 長	賛成多数です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
議 長	議案第2号「工事請負契約の締結について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 3番 梶原光春議員
3 番	入札のですね、1億9,400万ですね、いくつかまとめて建設課長にご質問申し上げます。 まず、小嶋・梶原特定建設工事企業体、通常JVですけれども、この入札には何企業体が参加されたのでしょうか。それが1つ。 それから、この1億9,440万の金額はですね、こちら側の、村側の予定金額、落札予定金額の何%なのか。そのことをまず2点、先にお尋ねします。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	共同企業体の数につきましては、6企業体でございます。 それから請負率でございますが、99.8です。
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	そうしますとですね、まず、じゃあですね、この6企業体の名前を教えてくださいませんか。 もちろん開示されると思うんですけども、ここで公表できないことはないと思うんで、その企業体の名前を教えてください。 それから、この99.8%という金額、これは1回で落札されたんですか、それとも2回でしょうか、その辺のこともお尋ねします。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	まず企業体ですが、古賀組・坂本組の企業体、それから才田組・建秀産業の企業体、小嶋建設・梶原組の企業体、梶原工務店・高藤工務店の企業体、筑水建設・真田建設の企業体です。大坪組・仲道建設の企業体、6企業体でございます。

	それから入札のほうですが、2回入札しまして落札しませんでしたので、最低見積もり業者の小嶋・梶原建設企業体の見積もりでございます。
議長	3番 梶原光春議員
3番	企業体のことについても、それから落札金額についても。 そうしますと、1回目、2回目で落ちなくて不調ということで、最終的に最低見積もり企業体と話し合いの結果ということで、解釈でよろしいですかね。 了解しました。 そのまま質問します。 工期はですね、当然みんなが質問したように1カ月延びたということであれば、これは、契約工期は何月から何月までに設定されておりますか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	工期は2月1日から29年の9月20日まででございます。
議長	3番 梶原光春議員
3番	もう1つお尋ねします。 この小嶋と梶原組とのですね、企業体の構成比率は、もう届けがなされておりますか、それともこれからになりますか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	構成比率につきましては、共同企業体の申請を出す時点で出されております。 比率につきましては、小嶋建設が65、梶原組が35でございます。
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	工事の概要と建設の内容について尋ねたいと思いますが。 ここに建築工事、木造平屋建3棟の6戸、それから木造2階建2棟の4戸ということがあります。これの床面積と言いますか、建築面積を1つ尋ねたいのと、この公営住宅の坪当たりの単価はいくらになっているのか、尋ねたいと思います。
議長	建設水道課長
建設水道課長	まず床面積ですが、木造平屋建3棟6戸分につきましては67.9㎡、木造2階建2棟4戸分につきましては95.7㎡。 それから次に坪単価でございますが、木造2階建のほうが75万、平屋建のほうが85万円です。
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	もう1つお尋ねをいたします。 この坪単価というのは、近年建てられた公営住宅に対してどのような位置にあるのか、尋ねたいと思います。端的に言えば、高いのか安いのかという意味です。
議長	建設水道課長
建設水道課長	建築に関しましては、一応公営住宅法の性能評価というようなことですね、基準に則って設計はしておるところでございます。
議長	分からないのか、調べたら分かるのか、そこ辺を言ってくれば。
建設水道課長	あとここにつきましては、寒冷地仕様とか、そういった部分で若干高いというような金額は出ていると思います。
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	高いとか安いとかいうふうな聞き方は本当は適当ではないんですが、きちんとした住宅設計の中で、紙屋住宅とか活性化住宅ですかね、この間小松に建った、そういうもの等々と比較をして、今度の上町住宅が、何が違って大体坪単価がこれくらいになったとか、そういう説明を聞いたかったわけですが、もし答えられればお願いします。
議長	建設水道課長

建設水道課長	<p>前回小松団地ですね、活性化住宅ですけど、こちらのほうが坪当たり60万9,000円でございます。</p> <p>小松団地につきましては、公営住宅法での住宅ではありませんので、性能評価というようなことを受けておりません。そういったところで断熱材とか遮音、そういった部分で単価差が出ているのかなというところはございます。</p>
議長	<p>他に。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9番	<p>この住宅の家賃設定が分かれば説明をお願いします。</p> <p>それとどういった方たちに入っていたのか、というのをお願いします。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>家賃設定については、まだ、入居者によってまた家賃等の設定は変わってきますので、その辺りは計算しないと出てきませんので、まだ設定のほうはしておりません。</p> <p>それから入居者については、大きさとしては3LDK等でございますので、村外からの家族の方等の入居を想定しているところではございます。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>この住宅はやっぱりダム関連事業の補助で建てられますので、家賃設定が村の自由にはならないということだと思います。小松団地はですね、東峰村が建設をしたということ。</p> <p>村外から来られるという可能性を考えるなら、やっぱり家賃が他の自治体よりもちょっと安いような設定でないと、村外からたぶん、よっぽど気に入った方がおればですね、来られると思いますけれど、そこのところはやっぱり考慮する、検討する価値があるのではないかと思います、いかがですか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>家賃設定につきましては、これも公営住宅の補助金をいただいて、公営住宅法での家賃設定となりますので、家賃設定につきましては、基準に基づいた設定しかできないのかなという考えでございます。</p>
議長	<p>他に。</p> <p>4番 黒川隆康議員</p>
4番	<p>今までですね、課長の話をいろいろ聞いてまいりました。従来からもですね、建設に関してはいろいろな問題が発生しておったと思っております。そういう意味からですね、私は今、職員の皆さんが専門的な知識を持っていないという観点から、そこに問題があるのではないかというふうに思うわけですね。</p> <p>それで村長にお尋ねしますが、専門職員ですね、配置が必要ではないのかと思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>いろんな事業をやる上で、やはり専門的な知識を持った職員がいればというように考えるところもあります。専門の職員がどこの自治体でもいるわけなんですけれども、大きいところはですね。東峰村につきましては、やはり事務職での採用しかやっておりますので、今回文化財のほうの専門職はちょっと入れさせていただきました。</p> <p>今後につきましてもこの件につきましては、専門職を入れるかどうか、これは、ちょっとまた検討させていただきまして、率直な言い方をしますと、やはり専門職はですね、職員の中にはいるのが望ましいということは、私は思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>いいタイミングで、黒川議員もそういった専門職に関する部分の質問が出たので、私も意見的な質問をさせていただきたいんですが。</p>

	<p>やはり専門職というのは、この小さな自治体で雇用するという点に関しては、かなり難しいのかなという認識も私は有しております。</p> <p>そういった部分で、別の案としてですね、現在いろんな部分で団塊の世代の方々が退職されて、第2のセカンドキャリアということでNPO等を作ってですね、そういうシンクタンクであったり、要は技術的サポート、そういう相談機関を作られている機関も出てきております。</p> <p>そういった部分ですね、相談することによって専門知識を付加することで、建設業者であったりいろんな業務に対応できる形で、スマートな村政を目指すという方法もあるのではないかと、そういった部分も検討できないのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>非常に良いご提案だと思っております。</p> <p>実際そういったですね、小さい自治体では囑託とかそういった形でやっておられるところもありますので、それは今後検討をしていきたいと思っております。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第2号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
閉会	
議長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出があります。</p> <p>これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>本日の第1回臨時会におきましては、議員の皆様の慎重審議をいただき、原案どおりご可決をいただきましたことにつきまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。</p> <p>議員の皆様には、今後ともいろんな案件につきましてお世話になるかと存じますが、今後ともご協力をお願いしますとともに、議員の皆様のさらなるご活躍を祈念申し上げます、私の閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議長	<p>これをもちまして、平成29年第1回東峰村議会臨時会を閉会いたします。</p> <p>(10時40分)</p>